

2024.11 最高裁事務総局

○ 令和8年5月までに施行となる改正民事訴訟法等が定めるe提出・e記録管理(インターネットを利用した申立て等、事件記録の電子化)の機能を持つシステムとして、令和7年度前半の完成を目標にTreeeSの開発を進めているところ、裁判実務への導入を適切に進めるためには、ユーザにおいて、必要に応じて実際に実機に触れながら習熟等を行う期間を十分に確保することが不可欠である。

そこで、開発中のTreeeSでの改正法の施行を念頭に置きつつも、改正法の施行までの準備期間を十分にとり、確実かつ円滑にこれを実施できるようにするため、現在改修中のmintsでの施行も検討することとする。

○ 改正法施行時に、TreeeSとmintsのいずれのシステムを利用することとするのかについては、両システムの開発・改修状況等を踏まえ、適切な時期に決定する。